

令和2年度地方独立行政法人徳島県鳴門病院における 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年4月1日

1. 趣旨

本方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、方針を定めるものである。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、法人のすべての施設が発注する物品等の調達とする。

3. 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障がい者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者優先調達法施行令に基づく事業所
 - ア 障がい者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4. 調達する品目等の種類

下記に示す分野に限定すること無く、調達に努める。

- (1) 物 品
 - 事務用品（封筒、事務用具、用紙など）
 - 印刷物類（ちらし、リーフレット、帳票など）
 - 日用品類（被服、旗類など）
 - 食料品、飲料類（弁当、パン、菓子類、コーヒー、茶など）
 - 農作物類（花苗、野菜苗など）
 - 啓発用品、記念品類（小物雑貨など）
 - その他障がい者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役 務
 - 清掃（清掃、草刈りなど）

点訳、テープ起こし（点訳・点字作成、テープ起こしなど）
印刷、製本（ポスター、カタログ、名札ストラップ）
軽作業（袋詰め、封入、梱包など）
クリーニング（クリーニング、リネンサプライなど）
その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5. 調達方針の推進

（1）随意契約の活用による調達

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障がい者就労施設等からの随意契約による調達を積極的に活用する。

（2）調達推進に必要な情報提供

障がい者就労施設等が供給可能な物品等については、用度課から各施設の関係部署へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

6. 調達目標

令和2年度の調達目標を次のとおり定める。

調達の目標額 10万円以上

7. 調達方針及び調達実績の公表

（1）本方針を策定又は見直しをしたときは、ホームページ等により公表する。